

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十六号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「（当該土壌関係特定有害物質が土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第十四号又は第十六号から第十八号までに掲げる特定有害物質である場合は、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「法施行規則」という。）第一条第一項各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。）を削り、同項第一号中「法施行規則」を「土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「省令」という。）」に改め、同項第二号中「法施行規則第五条第一項第二号」を「省令第六条第一項第二号」に改め、同項第三号中「法施行規則第五号第一項第三号」を「省令第六条第一項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「法施行規則第五条第四項第二号」を「省令第六条第四項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「法施行規則第五号第三項第四号」を「省令第六条第三項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「法施行規則第五条第二項第二号」を「省令第六条第二項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の土壌関係特定有害物質が土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下この項において「政令」という。）第一条第十四号又は第十六号から第十八号までに掲げる特定有害物質である場合は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含むものとする。

- 一 政令第一条第十四号に掲げる特定有害物質 同条第八号、第九号及び第十八号に掲げる特定有害物質
- 二 政令第一条第十六号に掲げる特定有害物質 同条第八号に掲げる特定有害物質
- 三 政令第一条第十七号に掲げる特定有害物質 同条第七号から第九号までに掲げる特定有害物質

四 政令第一条第十八号に掲げる特定有害物質 同条第八号及び第九号に掲げる特定有害物質

第三十一条第一号中「法施行規則第十八条第一項」を「省令第三十一条第一項」に改め、同条第二号中「法施行規則第十八条第二項」を「省令第三十一条第二項」に改める。

第三十三条第三号中「」第七条第四項」を「。次号において「法」という。）第七条第六項」に改め、同条第四号中「法施行規則第三十六条第四号イからハまでに規定する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 法第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（以下この号において「汚染土壌処理業者」という。）に当該汚染土壌の処理を委託すること。ただし、土地改変者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

ロ 省令第六十五条に規定する基準により、当該汚染土壌の運搬を行うこと。

ハ 当該汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合は、法第二十条第一項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が当該汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）に対し、管理票を交付するとともに、同条第三項及び第四項の規定の例により、当該汚染土壌の運搬を受託した者又は当該汚染土壌の処理を受託した者に対し、当該管理票を送付し、又は回付することを求めることにより、当該汚染土壌の処理が行われたことを確認すること。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。